平成27年4月15日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公告第25号

白山

契約担当官
航空自衛隊第1輸送航空隊
会計隊長　　久根﨑　友也

公　　告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1　入札事項　：　【件　　名】車両外注整備一式　外
【履行場所】自社工場
【納期(履行期間)】平成27年4月27日～平成28年3月31日

2　入札方式　：　一般競争入札

3　入札日時　：　平成27年4月27日(月)　10:20～

4　入札場所　：　航空自衛隊小牧基地　入札室

5　参加資格　:(1) 全省庁統一資格「役務の提供等」の東海、北陸地域の競争参加資格を有する者。
(2) 経理装備局長から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を経理装備局長が認めた場合には、この限りではない。

6　入札方法
落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

7　落札決定方式　:予定価格以下の価格で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8　決定方法:　　単価決定

9　入札保証金及び契約保証金　：　免除

10　入札の無効　：　参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。

11　契約書作成　：　有(ただし、契約金額が150万円を超えない場合は請書によることができる。)

12　適用する契約条項　：　航空自衛隊標準契約(請書)条項役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項　(小牧基地ホームページに掲載)

13　説明会　：　　無

14　その他　：(1)入札書は、A4版縦を使用する。
(2)代理入札者は委任状を提出すること。
(3)郵便等による入札は、事前に担当者まで連絡下さい。平成27年4月24日(金)17:00時まで必着のものを有効な入札書とします。
(4)入札参加者は、入札開始日時までに資格決定通知書の写を提出のこと。
(5)本書記載事項の詳細については、照会先に電話にてご連絡下さい。

15　照会先　：　　契約担当:航空自衛隊小牧基地　会計隊　西山【連絡先0568-76-2191(内線4296)】

入札~~（見積）~~書

下記の貴公告、入札~~(見積)~~通知書に対して「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上、提出します。

平成 27 年 4 月 27 日

契約担当官
航空自衛隊第1輸送航空隊
殿

住所、会社名、代表者名

納期（履行期間）	平成27年4月27日～平成28年3月31日	履行場所			自社工場	
品　名（件名）	規　格	単位	予定数量	単　価	金　額	備　考
車両外注整備一式	仕様書のとおり 日産車両	点	62.6			
車両外注整備一式	仕様書のとおり UDトラックス	点	29.8			
車両外注整備一式	仕様書のとおり トヨタ車両	点	27.0			
車両外注整備一式	仕様書のとおり 三菱ふそう車両(大型)	点	47.8			
車両外注整備一式	仕様書のとおり 三菱車両(小型)	点	9.7			
車両外注整備一式	仕様書のとおり いすゞ車両	点	67.0			
車両外注整備一式	仕様書のとおり 日野車両	点	13.3			
	以下余白					
入札~~(見積)~~金額	￥					

委　　任　　状

平成 27 年 4 月 27 日

契約担当官
航空自衛隊第1輸送航空隊
殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

次の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

記

1 委任事項　入札に関する一切の件
2 年　月　日　平成 27 年 4 月 27 日
3 公告番号　公告第25号
4 件　　名　車両外注整備一式 外
5 履行場所　自社工場

以　上

航　空　自　衛　隊　仕　様　書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名又は件名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）	白分基ＬＰＳ－Ｖ０００１	
		作成年月日	平成１６年　３月１０日
		改正年月日	平成２１年　４月　６日
			平成２５年　４月２７日
		作成部隊名	第１４高射隊

１．　総　則

１．１　適用範囲

（１）　この仕様書は、第１４高射隊が行う道路運送車両法適用及び適用除外となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

（２）　この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

１．２　用語の定義　この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は次にする。

（１）　参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

（2）　個別ＴＯ等

個別ＴＯ等とは、次に示すものをいう。

（ａ）　当該車両等に適用する技術指令書（Ｊ．Ｔ．Ｏ）

（ｂ）　製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指導書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

（3）　車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－9）の第１－２表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

（4）　修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

（ａ）　個別仕様書に規定された修理限度を超える場合

（ｂ）　個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が、新品取得価格の６５％以上になる場合

（ｃ）　特に官が規定した場合

（5）　監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため、契約相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

（6）　検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

１．３　関連文書　この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

１．３．１　引用文書

（1）　法令等

大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）

水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）
道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）
道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号）
自動車の点検及び整備に関する手引き（昭和５８年運輸省告示第１２３号）
自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛省訓令第１号）
航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ１２５）

（２） 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－１）
航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）
航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－２０Ｂ－６）
車両等の塗装及び標識（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３）
車両等検査要領（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－６）
車両等の防錆処置要領（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－５２）
個別ＴＯ等

（３） 規　格

ＪＩＳ　Ｚ　９９０３　品質システム―最終検査・試験における品質保証モデル

１．３．２　参考文書

（１） 法令等

防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和３３年総理府令第１号）
航空自衛隊調達規則（ＪＡＦＲ１２４）

（２） 技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－５－１）
航空装備品等の包装（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－８５－３）

（３） 規　格

ＪＩＳ　Ｚ　９９０１品質システム―設計、開発、製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証システム
ＪＩＳ　Ｚ　９９０２品質システム―製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証モデル

（4）　その他

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和４６年航空自衛隊達第１０号）

２．　役務に関する要求

２．１　一般　整備作業は、次の各号に示す要求事項を満たすものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

２．２　整備作業　契約相手方の行う整備作業については、次に示すもののうちから個別仕様書又は発注書で規定する。

２．２．１　定期点検（道路運送車両法適用車両）　定期点検は、道路運送車両法第４８条に基づく定期点検（３カ月、６カ月、１２カ月、２４カ月）を実施するものとする。点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後分解検査、修理等の作業を実施するものとする。

２．２．２　定期検査（道路運送車両法適用除外車両）　定期検査は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９に定める、Ｉ検査又はＭ検査を実施するものとする。検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令に定める保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後分解検査、修理等の作業を実施するものとする。

２．２．３　車検整備　車検整備は、道路運送車両の保安基準又は自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に基づき作業を実施する。

２．２．４　その他の整備　その他の整備は、個別仕様書又は発注書で規定した作業を実施する。

２．３　作業内容　２．２項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない

２．３．１　定期点検（道路運送車両法適用車両）　定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿に記録するものとする。
なお、点検に先立ち付属品等の員数を確認し、車両等員数表（別紙様式第１）に記録するものとする。

２．３．２　定期検査（道路運送車両法適用除外車両）　定期検査は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９に定める、Ｉ検査又はM検査について別冊、一般車両検査手順の手順に従い個別ＴＯに定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を車両作業用紙（別紙様式第２－１又は２－２）及び定期点検記録簿に記録するものとする。なお、点検に先立ち付属品等の員数を確認し、車両等員数表（別紙様式第１）に記録するものとする。

２．３．３　分解検査　分解検査は、定期点検及び定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別ＴＯに定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法、交換を要する構成品及び部品・材料（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第３－１及び３－２）に記録するものとする。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な手入れ（洗浄等）を行うものとする。

２．３．４　修理等　修理等は、２．３．３項で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行うものとする。

（１）　交　換

交換は、２．３．３項で交換を要すると判定された部品等を２．４項により交換する。交換した部品は、次の書類に記録する。

（ａ）　官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第４）

（ｂ）　会社準備品の場合：材料使用明細書（別紙様式第５）又は使用材料に関わる契約相手方が定めた書類

（２）　加　工

加工は、修理箇所の状態、特性に応じ最も適した方法で行うものとする。

（３）　組立・調整

組立・調整は、２．３．３項で使用可能品と判定された部品等又は、この項の（１）及び（２）により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整するものとする。

（４）　潤　滑

潤滑は、車両及び部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油するものとする。

２．３．５　塗装等

（１）　塗装及び標識

塗装及び標識は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官等の指示を得て実施する。なお、全面塗装を実施する場合は、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）１回、上塗り２回以上とする。

（２）　塗　色

塗色は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

２．３．６　作業の中止　次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て、契約担当官の指示を受けるものとする。

（１）　車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合

（２）　当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし１．２項（４）（ｂ）に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第６－１及び６－２）を作成し、契約担当官に提出するものとする。

２．４　部品・材料

（１）　整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書又は発注書で官給と規定したものを除き契約相手方において準備する。

（２）　部品・材料は、原則として製造会社の純正品及び別表で示された優良自動車部品とする。

（３）　整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品要修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

２．５　機能・性能　車両等の機能・性能は、道路運送車両法適用車両については、道路運送車両の保安基準及び自動車点検基準に、道路運送車両法適用除外車両については個別ＴＯに適合しなければならない。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は個別仕様書による。

３．　品質保証

３．１　保管責任　車両等の引渡しより引取りの間の一切の保管責任は契約相手方の責任とし、この期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害はすべて契約相手側の負担とする。

３．２　修理完成品　修理完成品は、納入後６ヵ月以内において機能不良、損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると認められる場合、契約相手側は無償で再修理の責を負うものとする。なお、この判定は両者協議のうえ決定する。

３．３　品質保証資料（定期点検整備記録簿）　品質保証資料は、契約相手方がこの仕様書の２．３項及び２．５項により作成した定期点検整備記録簿とする。これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の１月１日から５年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

３．４　監督・検査　監督・検査は、ＪＡＦＲ１２４に定める資料監督方式及び資料検査方式とし、契約相手方から提出される定期点検整備記録簿により実施よるものとする。

４．　その他の指示

４．１　提出書類　契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

（１）　車両等員数表（別紙様式第１）

（２）　車両作業用紙（別紙様式第２－１又は２－２）

（３）　必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第３－１及び３－２）

（４）　官給部品使用明細書（別紙様式第４）

（５）　材料使用明細書（別紙様式第５）又は使用材料に係わる契約相手方が定めた書類

（６）　修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第６－１及び６－２）

（７）　定期点検整備記録簿（写し）

（８）　その他契約担当官の指示するもの。

４．２　官給品　官給品の品目、数量については個別仕様書又は発注書で規定するものとする。官給品は、原則として官給を受けなければならない。

４．３　付属品・予備品　付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

４．４　計測器・試験装置　車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

４．５　安全管理　契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生するおそれのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について、法令に係わるものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

４．６　補給手続等　次に示す場合のほか、補給手続きはＪＡＦＲ１２５による。

（１）　官給又は寄託された部品等について契約相手方が不具合を発見した場合は、速やかに契約担当官等に申し出て確認を受けなければならない。

（２）　交換した旧部品は、物品納入時に官側に返納しなければならない。

４．７　車両等の受渡し　車両等の契約相手方への搬入、搬出は官側において実施する。また、 契約業者については地域特性を考慮し、三重県津市及び松阪市に限定する。

４．８　契約相手方の技術協力　契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

（１）　不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討

（２）　技術的事項に関する資料等の提出又は提示

４．９　仕様書の疑義　この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

別紙様式第1

<table>
<tr><th colspan="5">車両等員数表</th></tr>
<tr><td colspan="2">車　両　名</td><td></td><td>受入年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">物品番号</td><td></td><td>差出部隊</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">証書番号</td><td></td><td>車両番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">調達要求番号</td><td>契約番号</td><td>会　社　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">物　品　名</td><td>定　数</td><td>現数</td><td>状　態</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>17</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>20</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">搬入時走行キロ(時間)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">受託会社係員
氏　名　　印</td><td></td><td>監督官印</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

車両等作業用紙（一般車両）

車種		検査の種類	I □ M □ + □
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

整備作業チェック記号	
✓ 良好	T 締付
× 調整	C 清掃
×× 取換	L 給油
××× 修理	
分解したら記号を○で囲む	

点検項目	記	備考
I．かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		
II．制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜	後輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜

点検項目	記	備考
11. ブレーキ・チャンバの機能		
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり		
14.ブレーキ倍力装置の機能		
15.ブレーキ・カムの摩耗		
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗		
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
19.バック・プレートの状態		
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間		
21.ブレーキ・パッドの摩耗		

前輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜	後輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜

点検項目	記	備考
22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み		
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能		
III．走行装置		

点検項目	記	備考
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜	後輪	左	前 ㎜ / 後 ㎜	右	前 ㎜ / 後 ㎜

点検項目	記	備考
2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた		
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
IV．緩衝装置		
1.リーフ・スプリングの損傷		
2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)ﾘｰﾌ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞのUﾎﾞﾙﾄ、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ・ﾊﾞﾝﾄﾞ		
(2)スプリング・ブラケットの取付部		
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部		
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部		
3.コイル・スプリングの損傷		
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット		
(2)サスペンションの各連結部のがた		
(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		
5.エア・サスペンションのエア漏れ		
6.エア・サスペンションのベローズの損傷		
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		
V．動力伝達装置		
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
(1)クラッチ・ペダルの遊び ㎜		
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び ㎜		
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間 ㎜		
2.クラッチの作用		
3.クラッチ液の量		
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
5.トランスミッション、トランスファのオイル量		
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		
(1)スプライン部の摩耗によるがた		
(2)自在継手部の摩耗によるがた		
9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた		
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		

VI. 電気装置		
1.スパーク・プラグの状態		
2.点火時期		
3.ディストリビュータのキャップの状態		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷		

VII. 原動機		
1.低速と加速の状態		
2.排気の状態		

CO		HC		黒煙	

3.エア・クリーナ・エレメントの状態		
4.エア・クリーナの油の汚れと量		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		
6.エンジン・オイルの漏れ		
7.燃料漏れ		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷		
9.冷却水漏れ		

VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		
1.メターリング・バルブの状態		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷		
7.二次空気供給装置の機能		
8.排気ガス再循環装置の機能		
9.減速時排気ガス減少装置の機能		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		

IX. 附属装置等		
1.ホーンの作用		
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用		
3.デフロスタの作用		
4.施錠装置の作用		
5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
6.マフラの機能		
7.火花防止装置の状態		
8.エア・タンクの凝水		
9.エア・コンプレッサの機能		
10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
11.非常口の扉の機能		
12.車枠、車体の緩みと損傷		
13.連結装置のカプラの機能と損傷		
14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
15.シート・ベルトの状態		
16.開扉発車防止装置の機能		
17.シャシ各部の給油脂状態		

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

車両作業用紙（施設、荷役用その他の車両）

整備作業チェック記号	
✓ 良好	T 締付
× 要調整	C 清掃
×× 要取換	L 給油
××× 要修理	
分解したら記号を○で囲む	

車種		検査の種類	I □ M □ + □
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

点検項目	記	備考
I．かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		
II．制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 ㎜	右	前 ㎜	後輪	左	前 ㎜	右	前 ㎜
		後 ㎜		後 ㎜			後 ㎜		後 ㎜

点検項目	記	備考
11.ブレーキ・チャンバの機能		
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり		
14.ブレーキ倍力装置の機能		
15.ブレーキ・カムの摩耗		
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗		
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
19.バック・プレートの状態		
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間		
21.ブレーキ・パッドの摩耗		

前輪	左	前 ㎜	右	前 ㎜	後輪	左	前 ㎜	右	前 ㎜
		後 ㎜		後 ㎜			後 ㎜		後 ㎜

点検項目	記	備考
22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み		
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能		
III．走行装置		
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 ㎜	右	前 ㎜	後輪	左	前 ㎜	右	前 ㎜
		後 ㎜		後 ㎜			後 ㎜		後 ㎜

点検項目	記	備考
2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた		
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
IV．緩衝装置		
1.リーフ・スプリングの損傷		
2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)ﾘｰﾌ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞのUﾎﾞﾙﾄ、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ・ﾊﾞﾝﾄﾞ		
(2)スプリング・ブラケットの取付部		
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部		
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部		
3.コイル・スプリングの損傷		
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット		
(2)サスペンションの各連結部のがた		
(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		
5.エア・サスペンションのエア漏れ		
6.エア・サスペンションのベローズの損傷		
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		
V．動力伝達装置		
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
(1)クラッチ・ペダルの遊び　　　㎜		
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び　　　㎜		
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間　　　㎜		
2.クラッチの作用		
3.クラッチ液の量		
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
5.トランスミッション、トランスファのオイル量		
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		
(1)スプライン部の摩耗によるがた		
(2)自在継手部の摩耗によるがた		
9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		

VI. 電気装置		
1.スパーク・プラグの状態		
2.点火時期		
3.ディストリビュータのキャップの状態		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷		
VII. 原動機		
1.低速と加速の状態		
2.排気の状態		

C O		H C		黒 煙	

3.エア・クリーナ・エレメントの状態		
4.エア・クリーナの油の汚れと量		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		
6.エンジン・オイルの漏れ		
7.燃料漏れ		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷		
9.冷却水漏れ		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		
1.メターリング・バルブの状態		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷		
7.二次空気供給装置の機能		
8.排気ガス再循環装置の機能		
9.減速時排気ガス減少装置の機能		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		
IX. 附属装置等		
1.ホーンの作用		
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用		
3.デフロスタの作用		
4.施錠装置の作用		
5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
6.マフラの機能		
7.火花防止装置の状態		
8.エア・タンクの凝水		
9.エア・コンプレッサの機能		
10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
11.非常口の扉の機能		

12.車枠、車体の緩みと損傷		
13.連結装置のカプラの機能と損傷		
14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
15.シート・ベルトの状態		
16.開扉発車防止装置の機能		
17.シャシ各部の給油脂状態		
X. 施設、荷役、その他の車両		
1. キャリッジ		
2. 操作レバー ー リフト、チルト		
3. チェン ー リフト、ドライブ		
4. ケーブル ー ウインチ、ホイスト		
5. シリンダ ー リフト、チルト		
6. 油圧ポンプ		
7. 一般漏えい ー 油、水、空気		
8. 旋回機構		
9. マスト本体、ブーム		
10. 安全クラッチ、減速機構		
11. ドラム		
12. 昇降機構		
13. コンミュテータ、ブラシ		
14. コントローラ		
15. パワー・テーク・オフ		
16. 索導器		
17. クレーン・アタッチメント		
18. キャタピラ		
19. 排土板、スクレーパ		
20. フイフス・ホイール		
21. 補助脚		
22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合個所		
XI. かく座機収容器材		
1. 操向装置		
2. 操向アライメント		
3. クレーン・エンジン		
4. クレーン電気系統		
5. 補助脚		
6. 通話装置		

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

別紙様式3－1

必 要 部 品 及 び 修 理 要 領 明 細 書

調 達 要 求 番 号	
契 約 番 号	
物 品 番 号	
品 名 （ 型 式 ）	
一 連 番 号 番 号	
適 用 技 術 指 令 書	発簡 年 月 日
会 社 名	印
監 督 官 名	印
承 認 年 月 日	

注：適用技術図書は本表作成したTO（日付けを含む。）のみ記載する。

別紙様式3－2

物品番号	部品番号	品名	一台当り数量	単位	必要部品数			修理方法	備考
					欠陥	交換	計		

一連番号		頁中の　頁

1　本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品、補充部品及び機械加工、板金等の作業、改造時の特殊工程作業を記入する。

2　備考欄には修理箇所の程度を記入する。

別紙様式第4

<table>
<tr><td>官給部品使用明細書</td><td>提出会社
作成者</td><td colspan="2"></td><td>監督官等
確認印</td><td></td><td>提出
番号</td><td></td><td>頁</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">調達要求番号
契約番号(年月日)</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">契約品名</td><td colspan="6" rowspan="2">明細書作成対象品名・数量</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

注:記入要領については、付紙のとおり。

官給部品使用明細書作成要領

1　官給部品使用明細書（以下、「明細書」という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し、監督官の確認を得るものとする。

2　様式は、別紙様式第４とし、記入要領は次による。

(1) 「提出会社」
契約相手方の会社名を記入する。

(2) 「作成者」
契約書に記載された代表者名を記入する。

(3) 「提出番号」
同一の契約における提出回数を記入する。

(4) 「頁」
頁番号及び総員数を記入する。

(5) 「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」
契約書に記載された調達要求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。

(6) 「明細書作成対象品名・数量」
官給部品表に記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。

(7) 「項目番号」
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。

(8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」
官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位及び単価を記入する。
なお、官給部品表に記載されていない場合は担当者に問い合わせたうえ記入する。

(9) 「数量」
当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。

(10) 「金額」
数量×単価で算出した金額を記入する。

(11) 「備考」
その他、参考となる事項を記入する。

別紙様式第5

材料使用明細書	提出会社 作成者		監督官等 確認印		提出 番号		頁	
調達要求番号 契約番号(年月日)		契約品名	明細書作成対象品名・数量					

項目 番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

注:記入要領については、付紙のとおり。

別紙様式第６－１

修理不能品（見込）報告書

契約担当官　　殿

住　所

会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

調達要求番号		数　量	
契　約　番　号		金　額	
契約年月日		納　期	
品　　　名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年　月　日

階　　級

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

注：別紙様式６－２の計算内訳書を添付するものとする。

別紙様式第６－２

計算内訳書

1	品　　　名			
2	物品番号			
3	数　　　量			
4	取得番号			
5	一連番号			
6	直接材料費 加　工　費 直接経費			
	(製造原価) 一般管理費			
	(総原価) 支払利子 利　　　益 梱包・輸送費			
	(修理費)			
7	官給部品費			
8	総修理費			
9	(8÷4)(%)			
10	摘　　　要			

別表

優良自動車部品一覧表

番号	品　　名	指　定　銘　柄
1	ファンベルト	三ツ星ゴム　バンドー化学
2	スパークプラグ	日本特殊陶業　デンソー
3	ランプ	小糸製作所　フィリップス　日星工業　市光工業　エスワイエス スタンレー電気　東芝ライテック
4	ミラー	カシムラ　市光工業　大東プレス
5	ワイパーブレード	日本ワイパーブレード　マルエヌ
6	ボールベアリング （専用品除く）	日本精工　東洋ベアリング　光洋精工
7	ガラス	旭硝子　日本板硝子　石塚特殊硝子　藤原工業　セントラル硝子
8	エレメント （専用品除く）	東洋エレメント工業　アルプス工業　日東工業　エイケン工業 日本マイクロフィルター工業　パシフィック工業　ユニオン工業

国産車両純正部品割引率一覧表

製造会社区分	部品区分	割引率
日産車両	日産部品	15%
UDトラックス車両	UDトラックス	10%
トヨタ車両	トヨタ部品	16%
三菱ふそう車両(大型)	三菱ふそう部品(大型)	10%
三菱車両(小型)	三菱自動車部品(小型)	5%
いすゞ車両	いすゞ部品	10%
日野車両	日野部品	15%

優良自動車部品割引率一覧表

品名	割引率
ファンベルト	15%
スパークプラグ	15%
ランプバルブ	15%
ワイパーブレード	15%
フィルターエレメント	15%
ミラー	15%
レンズ	15%

製造会社区分	割引率(%)		
	ノズル	ノズルアンドホルダーASSY及びその構成品(ノズルは除く)	トランスミッション、トランスファー及びアクスル各ASSY
日産車両	15%	15%	15%
UDトラックス車両	35%	20%	15%
トヨタ車両	35%	20%	15%
三菱ふそう車両(大型)	10%	10%	10%
三菱車両(小型)	5%	5%	5%
いすゞ車両	10%	10%	10%
日野車両	15%	15%	
備考	1. ノズルとは通称ノズル・チップをいう。 2. ノズルアンドホルダーASSYとは、ノズル等全構成部品をもって完成されたASSYをいう。		